**ＩＲ推進局における事業者対応等指針（概要）**

参考資料３



**指針のポイント**

**局業務の特殊性に鑑み、ＩＲ事業者の選定にかかわる業務に関し、公平性**

**公正性を確保するため、既存ルールの上乗せ規制を行う。**

**１　事業者提案に当たっては、目的、期間を定めて行うこととし、あらかじめ局ＨＰ等で周知する。**

**２　事業者提案や面会の実施に当たり、その手続きや順守事項を定める。**

**３　事業者提案や面会の事後チェックを規定するとともに、順守状況について、定期的に自己点検を実施する。**

事業者からの提案等の設定

○　事業者からの提案や事業者との意見交換（以下「事業者提案」という。）を行う場合には、公平性を確保するため、目的、期間を定めた上で行うこととし、あらかじめ当該期間を局ホームページ等において周知する。ただし、短時間の挨拶等の面会（以下、「面会」という。）については、この限りでない。

事業者提案等のルール

○　事業者提案の実施に当たっては、目的、相手先、希望日時及び所要時間及び面会場所等を明確にしたうえで、事前に局長の了承を得た上で実施する。

○　事業者提案や面会の場合には、特定の事業者を優遇しているとの疑いが生じないよう、時間設定や頻度等について留意する。

○　特定の事業者に有利になるような情報は提供しない。

○　事業者提案や面会は、原則として、庁舎内において２名以上で対応する。

○　職員個人のの携帯電話等は使用しない。

事業者提案等の事後手続等

○　事業者提案や面会終了後には、速やかに所定の様式により、記録を作成の上、局長に報告する。

○　事業者提案の実績については、事業遂行に支障をきたさなくなった時期に、局ＨＰで公表する。

○　職員は、本指針の順守状況について、別に定めるチェックリスト等に基づき、定期的に自己点検を行う。また、異動等により、職員でなくなった場合の守秘義務についても規定する。

IR推進局における事業者対応等指針

（趣旨）

１　ＩＲ推進局（以下、「局」という。）における事業者との対応等については、ＩＲ事業の推進に不可欠であるが、局業務の特殊性に鑑み、ＩＲ事業者の選定にかかわる業務に関し、公平性・公正性の確保、並びに適正な業務執行を目的として、大阪府綱紀保持基本指針等職員に適用される既存のルールに加えて、この指針を策定する。

（定義）

２　職員とは、局に所属する職員をいう。

３　事業者とは、ＩＲ関連事業への参画が可能な事業者をいう。

（事業者からの提案等の設定）

４　職員が事業者からの提案や情報収集、事業者との意見交換（以下、「事業者提案」という。）を行う場合には、公平性を確保するため、目的、期間を定めた上で行うこととし、あらかじめ当該期間を局ホームページ等において周知する。ただし、短時間の挨拶等の面会（以下、「面会」という。）については、この限りでない。

５　事業者提案を行う場合には、以下の点について事前に局長に報告し、了承を得た上で実施す

る。

①　目的

②　相手先

③　希望日時及び所要時間

④　事業者提案（面会）場所

（事業者提案等の実施）

６　事業者提案や面会の実施に当たっては、特定の事業者を優遇しているとの疑いが生じないよう、公平性・公正性の確保の観点から、時間設定や頻度等について留意しなければならない。

７　職員から事業者への情報提供に当たっては、特定の事業者に有利になるような情報を提供してはならない。

８　事業者提案や面会は、原則として、庁舎内において２名以上で対応する。

９　事業者との電話やメールによるやりとりについては、日程調整等の事務連絡的なものに止め

るものとする。ただし、この場合であっても、原則として個人の携帯電話等は使用しない。

10　事業者とのメールのやりとりについては、上司等と情報共有を行う。

（事業者提案等の記録・報告）

11　事業者提案や面会終了後には、速やかに別紙様式１により、記録を作成し、局長に報告する。

（事業者提案実績の公表）

12　この指針に基づく事業者提案の実績については、事業遂行に支障をきたさなくなった時期に、別紙様式２により、局ホームページにおいて公表する。

（実効性の確保）

13　職員は、本指針の順守状況について、別に定めるチェックリスト等に基づき、定期的に自己点検を行うとともに、その結果を局長に報告する。

14　異動等により、職員でなくなった場合であっても、局在職中に職務上知り得た情報等について事業者に漏らしてはならない。

（「公正契約職務執行マニュアル」の適用）

15　職員の職務執行に当たっては、大阪市「公正契約職務執行マニュアル」中、「第1編関係業者等との対応について（業者対応編）」の「１関係業者等との対応の基本的留意事項」の規定を準用する。

（指針の見直し）

16　この指針は、今後のIR関連事業の進捗に応じて、見直しを行う。

（附則）

　この指針は、平成29年５月15日から施行する。ただし、施行日以前に決定していた面会等に

ついては、この限りでない。